

神戸市はり紙、はり札、立看板除却要綱施行細則

平成14年9月1日

市長決定

改正 令和4年4月1日

この施行細則は、神戸市はり紙、はり札、立看板除却要綱（以下「除却要綱」という。）に基づいて、地域団体が違法物件の除却を行う場合の手続きを定める。

（当初の申込）

第1条 違法物件の除却を希望する地域団体は、はり紙、はり札、立看板除却の協定団体申込書兼計画書を建設局又は港湾局（以下「主管局」という。）に提出する。

（協定書の締結）

第2条 市長は、申込のあった地域団体を適当と認めた場合は、当該団体と違法物件の除却に関する協定書を締結する。

2 地域団体の活動実施範囲が主管局をまたがる場合は、原則として、建設局が主体になり協定書を締結する。

（協定期間、協定期間の更新）

第3条 前条で締結する協定書の有効期間は、協定締結日からその日の属する年度の末日までとする。

2 市長及び協定団体とも異議のない場合は、さらに1年間延長したものとし、以後もまた同様とする。

（除却活動の実施範囲）

第4条 除却活動の実施範囲は協定書で締結する範囲とする。

（除却活動時の遵守事項）

第5条 協定団体は以下の事項を遵守し、除却活動を実施する。

(1) 公平性、平等性に留意し、恣意的にならないようにしなければならない。

(2) 市長が交付する証明書、腕章を携帯する。

（除却活動の指示、報告）

第6条 市長は、協定団体の除却活動の実施にあたり必要な事項について指示することができる。

2 協定団体は、年度末に当該年度の除却活動の実績を報告する。

（除却物件の処置）

第7条 除却した物件は、原則として協定団体が処分する。

（補償金の給付）

第8条 協定団体は除却活動に際して事故が発生したときは直ちに市長に報告する。

2 市長は前項の報告を受けたときは、神戸市市民活動補償制度実施要綱（平成29年4月1日市長決定）に基づき給付を行う。但し、以下の場合はこの限りではない。

(1) 除却要綱第2条に規定する対象物件以外のものを除却した場合

(2) 除却要綱第3条に規定する施設以外の場所において除却活動をした場合

(3) 第5条(1)の規定に違反し、公平性、平等性に欠け、恣意的に除却した場合

（紛争の解決）

第9条 協定団体は除却活動に際して第三者との間に紛争が生じたときは、直ちに市長に報告する。

2 市長は、前項の報告を受けたときは、必要な措置をとらなければならない。但し、第8条第2項の

各号に定める場合はこの限りではない。

(損害賠償への対応)

第10条 協定団体は除却活動に際して第三者から損害賠償などの請求があつたときは、直ちに市長に報告する。

2 市長は、前項の報告を受けたときは、必要な措置をとらなければならない。但し、第8条第2項の各号に定める場合はこの限りではない。

(除却活動に係る費用負担)

第11条 除却活動に要した費用は、協定団体が負担する。

(協定書等の様式)

第12条 次の各号に掲げる協定書等の様式は、当該各号に定めるところによる。

- | | |
|---|-------|
| (1) はり紙、はり札、立看板除却の協定団体申込書兼計画書(第1条関係) | 様式第1号 |
| (2) 協定書(第2条第1項関係) | 様式第2号 |
| (3)-1 証明書(第5条(2)関係) | 様式第3号 |
| (3)-2 腕章(第5条(2)関係) | 様式第4号 |
| (4) 年度違法物件除却件数(報告)並びに 年度協定期間の更新について (第6条第2項関係) | 様式第5号 |

(施行細則の委任)

第13条 この施行細則の施行に必要な事項は、主管局長が協議して定める。

附 則

(施行期日)

この施行細則は、令和4年4月1日から施行する。

神戸市はり紙、はり札、立看板除却の協定団体申込書兼計画書

令和 年 月 日

神戸市長 あて

団体名

(申請者) 代表者名

住所

電話

道路交通の障害となり、街の美観を損ねている、はり紙、はり札、立看板を除却する活動の実施にあたり、神戸市との協定を締結することを申し込みます。

活動計画

| | |
|----------|---|
| 構成員 | 名 |
| 活動地域 | 神戸市 区 ※詳細は別紙活動区域図（住宅地図等に範囲を図示ください） のとおり |
| 活動員数 | 名 |
| 活動予定（頻度） | 概ね 毎日・週・月・年に回の予定 |

協定書

(趣旨)

第1条 神戸市（以下「甲」という）と（以下「乙」という）は、神戸市が管理する施設又はその占用物件に違法に張られ、又は設置されることにより、道路交通の障害となり、街の美観を損ねている、はり紙、はり札及び類似物件を除却する活動（以下「除却活動」という）を実施するにあたり必要な事項について、次により協定を結ぶものである。

(除却活動の対象物件)

第2条 第1条にいう、はり紙、はり札及び類似物件は、別表1のとおりとする。

(実施範囲)

第3条 除却活動の実施範囲は下記のとおりとする。

神戸市 付近

なお、詳細は別紙活動区域図のとおりとする。

(除却活動の指示、連絡調整)

第4条 甲は、乙の除却活動の実施にあたり必要な事項について指示する。なお、必要な連絡調整等については、所管の建設事務所と、乙が行うものとする。

(除却活動時の注意事項)

第5条 乙は次により、除却活動を実施する。

(1) 活動中は甲の指示に従い、公平性、平等性に留意し、恣意的にならないようにしなければならない。

(2) 活動中は、証明書、腕章を携帯する。

(除却活動の報告)

第6条 乙は年度末に、当該年度の除却活動の実績を、甲に報告する。

(除却物件の処置)

第7条 除却した物件は、原則として乙が処分する。

(見舞金の給付)

第8条 乙は除却活動に際して事故が発生したときはすみやかに甲に報告し、甲は神戸市民活動補償制度実施要綱に基づき補償金の給付を行う。但し、以下の場合はこの限りではない。

(1) 第1条に規定する神戸市が管理する施設又はその占用物件以外の場所において活動をした場合

(2) 第2条に規定する対象物件以外のものを除却した場合

(3) 第5条(1)の規定に違反し、公平性、平等性に欠け、恣意的に除外した場合
(紛争の解決)

第9条 除却活動に際して、第三者との間に紛争が生じたときは、甲がその解決にあたるものとする。但し、第8条の各号に定める場合はこの限りではない。

(損害賠償への対応)

第10条 除却活動に際して第三者から損害賠償などの請求があったときは、甲がその解決にあたるものとする。但し、第8条の各号に定める場合はこの限りではない。

(除却活動に係る費用負担)

第11条 乙が除却活動に要した費用は、乙の負担とする。

(協定期間、協定の解除及び協定期間の更新)

第12条 この協定の有効期間は、契約締結の日から令和 年 3月 31 日までとする。
但し、この期間であっても甲及び乙は申し出によりこの協定を解除することができる。
甲乙とも異議のない場合は、さらに1年間延長したものとし、以後もまた同様とする。

(協議事項)

第13条 この協定に定めのない事項、又は疑義の生じた事項については、甲乙協議して処理するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成して、甲乙記名押印のうえ、各一通を保有する。

令和 年 月 日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲：神戸市

代表者 神戸市長 久元 喜造

印

住所 神戸市

団体名

乙：

代表者名

印

電話 (078) -

様式第3号(第5条(2)関係)

(おもて)

様

上記団体は「神戸市はり紙 はり札 立看板除却要綱」に基づく除却活動の協定締結団体であることを証明する。

有効期限:令和 年 月 日まで

令和 年 月 日

神 戸 市

(うら)

[活動の実施にあたって]

- ① 活動中は、本証明書を携帯してください。
- ② 活動中にトラブルが生じたときは、すぐに担当の建設事務所、又はみなと総局に連絡してください。

(建設局)

| | |
|---------|----------|
| 東部建設事務所 | 854-2191 |
| 中部建設事務所 | 511-0515 |
| 北建設事務所 | 981-5191 |
| 西部建設事務所 | 742-2424 |
| 垂水建設事務所 | 707-0234 |
| 西建設事務所 | 912-3750 |

(港湾局)

経営課 595-6278

※証明書の寸法は、JIS規格A6判サイズとする。

年度はり紙、はり札、立看板違法物件除却件数（報告）

並びに協定期間の更新について

神戸市長 あて

住所 _____
団体名 _____
代表者名 _____
電話 () _____

報告書

活動実績について下記のとおり報告します。

| 除却実績 | はり紙はり札 | 立看板 | 類似物件 | 合計 |
|--------|---------------|-----|------|----|
| | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 |
| 活動頻度 | 概ね 毎日・週・月・年に回 | | | |
| 延べ活動人数 | 概ね 人 | | | |

協定期間の更新について

希望する

協定期間の延長を

希望しない

※希望するに○囲みされた場合は、新年度用の証明書を送付します。